

令和2年4月1日より

岐阜市産婦健康診査事業を始めます

産後は生活の変化や、ホルモンバランスの変化などから、心身の不調をきたしやすいといわれています。お母さんの心や体の健康のために、産婦健康診査を受けましょう。

- ◆対象者 次の2つの条件を満たす方
 - ①令和2年4月1日以降に受診する、産後8週以内の人
 - ②健診受診日に岐阜市に住民登録のある人

- ◆健診内容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)



- ◆費用 無料(1人1回)
※定められた項目以外の検査が必要な場合、別途自己負担が生じることがあります。

- ◆持ち物 母子健康手帳、産婦健康診査受診票

	費用について	産婦健康診査受診票について
①岐阜市と契約をしている市内の医療機関で受診する人	無料	医療機関の窓口でお受け取り下さい。
②①以外の医療機関等で受ける人	①医療機関の窓口で費用の全額を支払う。 ②費用の払い戻し(償還払い)の手続きを行う。申請後、助成額が口座に振り込まれます。※1	事前に市民健康センターでお受け取り下さい。 【持ち物】 母子健康手帳、産婦が岐阜市民であることがわかるもの

※1 償還払いについて

下記の持ち物を準備し、申請窓口までお越しください。

【持ち物】 母子健康手帳、受診票、領収書、印鑑(認印)、岐阜市民であるとわかるもの、申請者名義の振込口座がわかるもの(通帳等)

【申請期限】 健診を受けた日から1年以内

【申請窓口】 (平日月曜～金曜 8時45分～17時30分まで)

岐阜市中市民健康センター	岐阜市都通 2-19	058-252-0632
岐阜市南市民健康センター	岐阜市茜部菱野 1-75-2	058-271-8010
岐阜市北市民健康センター	岐阜市長良東 2-140	058-232-7681

償還払いの受付は令和2年5月1日より開始します。

〈問い合わせ先〉
 岐阜市健康増進課 ☎058-252-7193
 または申請窓口